平成 24 年 11 月 13 日

各　位

会 社 名　　コスモ・バイオ株式会社
代表者名　　代表取締役社長　笠松　敏明
（コード３３８６）
問 合 せ 先
役職・氏名　　取締役総務部長　世良　伸也
電　　話　　０３－５６３２－９６００

株式分割、単元株制度の採用および定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 24 年 11 月 13 日開催の取締役会において、株式の分割、単元株制度の採用および定款の一部変更を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

１．目的

平成 19 年 11 月 27 日に全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨をふまえ、当社株式を上場している証券市場における利便性・流動性の向上に資するため、平成 25 年１月１日を効力発生日として単元株制度を導入し、当社普通株式の単元株式数を 100 株とするため、下記のとおり株式の分割を行います。

また、これにあわせて定款の一部を変更いたします。

２．株式分割の内容

（１）分割の方法

平成 24 年 12 月 31 日（月曜日）（当日は休日につき実質的には平成 24 年 12 月 28 日（金曜日））の最終の株主名簿に記録された株主の有する株式数を１株につき 100 株の割合をもって分割いたします。

（２）増加株式数

①分割前の発行済株式総数　　：60,480 株（自己株式 1,200 株を含む）
②今回の分割により増加する株式数：5,987,520 株
③分割後の発行済み株式総数　　：6,048,000 株（自己株式 120,000 株を含む）
④分割後の発行可能株式総数　　：18,361,600 株

３．分割の日程

（１）基準日設定公告　：平成 24 年 12 月 12 日（水曜日）
（２）分割の基準日　　：平成 24 年 12 月 31 日（月曜日）
（実質的には平成 24 年 12 月 28 日（金曜日））

（3）分割の効力発生日：平成 25 年 1 月 1 日（火曜日）
（実質的には平成 25 年 1 月 4 日（金曜日））

4．単元株制度の採用

（1）上記株式分割の効力発生日である平成 25 年 1 月 1 日（火曜日）（当日は休日につき実質的には平成 25 年 1 月 4 日（金曜日））をもって単元株制度を採用し、単元株式数を 100 株といたします。

（2）新設の日程

効力発生日　平成 25 年 1 月 1 日（火曜日）
（当日は休日につき実質的には平成 25 年 1 月 4 日（金曜日））

（参考）平成 24 年 12 月 26 日をもって、大阪証券取引所 JASDAQ スタンダード市場における売買単位も 100 株に変更されることとなります。

5．定款の一部変更

（1）定款変更の理由

上記の株式分割および単元株制度の採用に伴い、会社法第 184 条第 2 項および第 191 条の規定に基づく取締役会決議により、平成 25 年 1 月 1 日（火曜日）をもって当社定款の一部を変更いたします。

①株式分割の割合を勘案し、当社の発行可能株式総数を増加させるため、現行定款第 6 条を変更いたします。

②株式分割と同時に単元株制度を採用し、単元株式数を 100 株とするため、第 7 条を新設いたします。

③現行定款第 7 条以下の条数を各 1 条繰り下げいたします。

④第 6 条の変更および第 7 条の新設の効力発生日を定めるため、附則第 1 条を新設いたします。

（2）定款変更の内容

変更の内容は、以下のとおりであります（下線部分は変更箇所となります）。

現行定款	変更後
第 6 条（発行可能株式総数） 当会社の発行可能株式総数は 183,616 株とする。	第 6 条（発行可能株式数） 当会社の発行可能株式総数は 18,361,600 株とする。
（新設）	第 7 条（単元株式数） 当会社の単元株式数は、100 株とする。
第 7 条～第 46 条（記載省略）	（以下、条数を繰り下げる） 第 8 条～第 47 条（現行どおり）
（新設）	附則 第 1 条

	第６条の変更および第７条の新設ならびにそれに伴う条数の繰り下げの効力発生日は、平成 25 年１月１日とする。なお、本附則は、効力発生日をもってこれを削除する。

＜ご参考＞

１．今回の株式分割に際し、当社の資本金の増減はありません。

２．今回の株式分割は平成 25 年１月１日を効力発生日としておりますので、平成 24 年 12 月期の期末配当につきましては、株式分割前の株式数を基準に配当を実施いたします。尚、配当予想についての変更はありません。

以上